

## 犬猫を譲り受けるための条件について(ご案内)

当センター主催の譲渡会で犬猫を譲り受けるには、次の条件があります。

この条件を守れない方には、犬猫をお渡しできません。(猫を譲り渡したい方の同意があっても、次の条件を守れない方にはお譲りできませんので、ご注意ください。)

なお、猫の譲り渡しの交渉が整いましたら、動物管理センターの職員へ申し出てください。

### 譲渡条件

#### 譲り受ける人(飼育する人)が、

##### (共通)

- 1 原則65歳以下の成人であること。
- 2 犬・猫を飼育することについて、同居している家族全員の同意が得られていること
- 3 譲り受けた犬・猫と、家族として終生を共に暮らし、犬・猫の生活の質を守れること。
- 4 病気等で飼育できないときは、代わって世話をする人が居ること。
- 5 住居が賃貸住宅の場合、家主から犬・猫の飼育が認められていること。
- 6 将来引っ越しすることとなった場合、引っ越し後も飼い続ける、または、必ず新たな飼い主を探し、終生飼育できる人に確実に譲り渡すことができること。
- 7 譲り受けた犬・猫の不妊去勢手術を、必ず行うこと。
- 8 多頭飼育はしないこと。(現在、犬猫あわせて2頭以上飼っている方は、譲渡対象外)
- 9 動物管理センターが随時行う家庭訪問に同意すること。
- 10 譲渡時に署名する誓約書の内容を守ること。

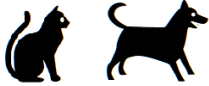
##### (犬の場合)

- 11 犬が逃げ出さない飼育環境を備えること。
- 12 必ず家庭犬としてのしつけをすること。

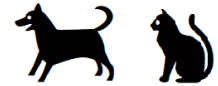
##### (猫の場合)

- 11 必ず室内で飼育し、逃げ出さないようにすること。





## 来場前 及び 譲渡会での注意事項



### (共通)

- ① 「持ち込みの対象として認められた猫以外の猫」及び「譲渡を目的とした犬」を、譲渡会の会場に連れて来ることはできません。

これらに該当する犬・猫を連れて来ている方は、会場への入場をお断りします。

- ② 会場内で写真撮影を希望される方は、動物愛護管理センターの職員に申し出てください。

職員からの許可を得た後で、撮影を行ってくださるようお願いいたします。

- ③ 発熱ほか、風邪の諸症状がある等、健康状態に不安がある方は、恐れ入りますが参加をご遠慮ください。

### (猫の持ち込み参加をされる方へ)

- ① 譲渡会に持ち込まれる猫については、前日までにノミ・マダニ駆除・予防している必要があります

- ② 健康状態が良くない猫については、参加させないでください。

受付の際に、健康状態が悪い猫が確認された場合は、一緒に連れて来られたすべての猫の参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

(他の猫に感染する等の恐れがあるためです。ご協力をお願いいたします。)

- ③ 猫が逃げないように注意してください。
- ④ 譲渡に至らなかった猫は、必ず連れて帰ってください。

### (譲渡会に参加した方に持ち込まれた猫と、その譲渡について)

- ① 譲渡会に持ち込まれた猫の健康状態について、動物愛護管理センターは関知しておりません。飼主の方(猫を持ち込まれた方)に確認してください。

- ② 参加者が持ち込まれた猫の譲渡においては、猫を持ち込まれた(譲り渡す)方ともらう(譲り受ける)方との双方の間で、それぞれの連絡先を確認しておいてください。

譲渡会終了後に、譲渡された猫に関する疑問・質問等をされる場合は、お互いに直接連絡してください。動物愛護管理センターでは一切関知いたしません。

### (動物愛護管理センターで飼育している、譲渡対象の犬・猫)

- ① 生後 8 週間(56 日)までは、譲渡対象外です。

- ② 当日の引き渡しはできません。

《譲渡までの基本的な手順》

- (1) 書類審査等により、適正な飼育をしていただけることを確認します。

(内容に応じて、飼育予定環境の確認のための現地調査等を行うことがあります。)

- (2) 後日改めてトライアル期間(2週間～)を設けてお引き渡しします。

- (3) トライアル期間後、当センターと譲渡を希望される方とで、譲渡の適否を判断します。
- (4) 譲渡に適していると判断された場合、正式に譲渡します。